

マニフェストの交付を忘れずをお願いします！

お客様（排出事業者）が実施すべき内容

2005年6月現在

処分施設に直行する場合
(直行用マニフェスト)



積替えを行う場合は、積替え用マニフェストを使用します。

1. 産業廃棄物の処理を委託する際に、お客様（排出事業者）自らがマニフェストに記入して、記入漏れがないように確認する。

2. A票に必要事項（下記）を記入。

交付年月日	廃棄物を排出した事業場の名称、所在地	処理業者の名称、住所等
交付担当者の氏名	委託する廃棄物の種類、数量	運搬先の事業場の名称、所在地等
排出事業者の名称、住所	運搬業者の名称、住所等	

3. 運搬担当者欄に署名されたことを確認し、控え「A票」を受け取り、確実に保存。

4. 運搬業者から「B2票」、処分業者から「D票」「E票」が戻ってきたら、保存していた「A票」の照合欄に日付を記入。

5. 「A票」「B2票」「D票」「E票」を5年間保存。

罰則・措置命令（排出事業者の場合）

不法投棄などの不適正処理が生じた際には、排出事業者にも原状回復のための措置命令がかけられる場合があります。

	措置命令	罰 則
不交付	○	○
虚偽記載・未記載（記載漏れ）	○	○（50万円以下の罰金）
確認義務違反	○	-
保管義務違反	○	○
措置命令違反	5年以下の懲役、1000万円以下の罰金又はこの併科	

——— 上記の内容は概略です。これ以外にも必要な状況がありますので、ご確認ください。 ———